ドイツ不動産登記法の改正について―オンライン申請の導入を中心に―

小 西 飛 鳥

はじめに

物権変動の要件及び登記申請の基本構造

五 電子申請の採用時期四 電子申請

六

おわりに

一 従来の紙媒体による申請

はじめに

体化である、電子申請、 以下ではGBOと記す)に第八章が追加された。ここに追加された諸規定により、電子法取引(Rechtsverkehr)の具 び費用法規定の新たな変更のための法律(ERVGBG)第一条によって、ドイツ不動産登記法 二〇〇九年八月一一日の不動産登記手続きにおける電子法取引及び電子記録の導入並びに不動産登記、 いわゆるオンライン申請の導入について、法的根拠が与えられることになった。 (Grundbuchordnung 商業登記及

て、実体法上の要件も含めて整理した後、従来の紙媒体による申請を概観した上で、電子申請について述べることに 今回の法改正により導入された電子法取引の概要について、以下で紹介したい。まず、登記申請の法的意味につい

照されたい

する。 また、 ドイツ不動産登記法のうち、 本稿に関連する条文については、参考資料として末尾に載せてあるので参

二 物権変動の要件及び登記申請の基本構

)権利変動の実体法上の要件及び手続法上の要件―原則

化を目的としてい BO第一九条・形式的合意主義の原則)。つまり、 的合意に代えて、登記義務者の片面的な意思表示である登記許諾 (Bewilligung) を提出させる原則を採用している や疑いが生じるのを防止し、 動の効力要件の一つであるから、その登記の正当性を裏付けるものとして、登記申請の際、 るか否かは、 BGB第九二五条) していることを証明しなければならないはずである。 設定された物権の移転もしくは法律上の権利の設定のためには、 (Einigung) とその登記が必要である(ドイツ民法 実体法上の要件についてであるが、 登記所によって審査されることはない 、 る。 の場合を除き、無方式でなされるものであるから、その存否またはその内容について、 登記許諾の提出があれば、 かつ登記官による物権的合意に関する事後審査の困難を回避するため、形式法上、 法律行為によって、 権利変動のために必要な実体法上の要件である物権的合意が存在す GBO第一九条の形式的合意主義の規定は、 B G B (例外 しかし、 GBO第二○条)。 物権的合意は原則としてアウフラッスング(Auflassung 第八七三条一項、 権利者と相手方との権利変動についての物権的合意 不動産の所有権の移転、 第八七七条)。 または物権の設定ならびに 物権的合意が有効に成立 登記事件処理の簡素 物権的合意は 利変 Ĝ

「表1〕実体》	ま F の要件	と手続法	トの要件
---------	---------	------	------

[2,] 211 (2) (20)							
	権利変動の 要件(原則)	適用条文	所有権の移転、地上権の設 定、内容の変更および移転	適用条文			
実体法	物権的合意 及び登記	BGB第873 条1項、第 877条		BGB第925条、地上 権法第1条、第11条 1項、第873条1項、 第877条			
形式法	登記許諾及 び申請意思	GBO 第 13 条、第 19 条		GBO第13条、第20 条			
混合式	登記許諾書 の中に、登 記申請意思 も併記		アウフラッスングまたは物 権的合意を称する書面の中 に登記許諾および登記申請 意思を併記				

このため、

不動産登記法でも、

所有権移転および共有持分の移転のため

記と実際の権利状態との一致については特別な利害関係が成立している。 なく、所有権と地上権は公法上の義務と結びついているところから、登 て大きく、かつその範囲もより広いということがある。またそれだけで て、 は、

実際の権利状態と登記とに齟齬が生じると、その法的な影響は極め

それらの権利が他の不動産物権の基礎をなすものであり、

(二) 権利変動の実体法上の要件及び手続法上の要件-二(一)で述べた原則に対して、不動産の所有権と、 不動産の

と類似的な性質を有する地上権については、

異なる扱いがされる。

の所有権

したがっ

件をまとめたのが表1である 質的合意主義の原則 的合意が証明された場合にだけ、登記をなすことができるという原則(実 についても、 登記許諾だけでは不十分であり、 を採用している。実体法上の要件と手続法上の要 権利者と相手方との物権

Erbbaurecht) 要式合意のことをアウフラッスングと呼んでいる) には特別な方式を必要とする物権的合意(この所有権譲渡に関する特別 の設定、 第一条、 内容の変更及び移 第一一条一項、 転 BGB第八七三条、第八七七条 (地上権 法 が (Gesetz über das 証明され、 また地

上権

(三) 登記申請の基本構造

(a)登記申請主義の原則

許される。 文)。この登記申請主義の原則の例外が、 がって、 または訂正のための登記はいずれも私権の保護を目的とし、 登記の申請は、 登記は関係者の申請に基づいてのみなされるのが原則である(登記申請主義の原則・GBO第一三条一 登記所に対して一定の登記を実行すべきことを要求する公法上の手続行為である。 職権による登記である。 かつ関係者の私的利害関係に奉仕するものである。 職権による登記は特別な規定がある場合に限って 権利変動の登記 項 した

(b) 登記申請権限と申請代理

aa

登記申請権

喪失的当事者は土地所有者であり、また抵当権抹消登記の場合には、 が登記によって直接、 権利を有する 自己の権利が登記によって不利益を受けまたは自己の利益のために登記がなされるべき全ての者は登記を申請する (GBO第一三条一項)。不利益を受ける者 かつ法的に損失を受ける当事者である。 (登記義務者・Betroffener) したがって、 抵当権者である。 土地の移転または他物権の設定の とは、 自己の登記簿上 場合の 0) 権利

このように、登記義務者および登記権利者はそれぞれ単独で登記を申請する権利を有している。 自己の利益のために登記がなされるべき者 (登記権利者) も登記を申請する権利を有する しかし、

者としては

かりに契約上相手方に登記申請義務を課しているとしても、

登記義務者だけに登記の申

請をさせるのは

登記権利

BGB第八七八条の保護を受けることができず、 危険である。 というのは、 登記義務者が、 登記申請後登記が完了するまでの中間時点で処分権限を喪失した場合には あるいは、 申請が取り下げられることも可能だからである。 したが

のである。 こでいう共同 って、 登記権利者が単独でまたは両当事者の共同申請が勧められ、 申請は、 日本の不動産登記法での共同申請主義の原則 かつ実際もそのように申請されている。 (不動産登記法第二六条) とは本質的に異なるも

(bb) 申請代理

には、 ばならない 7 登 13 |記の申請は任意代理人または法定代理人によってなすことができる。 GBO第二九条一項は適用されず、また登記申請代理人の代理権の証明についても適用されない。これに対し わゆる混合式申請の場合には、 (GBO第三〇条)。 GBO第二九条一項の方式 (公正証書または公証証書) į, わゆる純粋な登記申請 によって証明しなけれ (Reiner Antrag)

(四)純粋な登記申請と混合式登記申請

登記申請は、

一定の様式を備えた「登記申請書」によってなされるのではなく、

登記許諾書のなかで登記申

-請意思

る必要がある。 表1を参照)。 も併記することによって、 しかし、登記許諾証書に登記申請意思が含まれていない場合には、 登記許諾書が登記申請書を兼ねる (いわゆる混合式登記申請方式) 純粋な登記申請書が別途作成され 0) が通例である (前掲

条二項)との条文から、

\equiv 従来の紙媒体による申

書面による申請

拠として、 今回、 法改正がなされるまでは、 「申請が登記所において受理された正確な日時が、 書面という要件がそこに含まれていると解されてきた。 紙媒体による申請のみが認められていたが、 申請書に記載されるべきものとする」(GBO第一三 紙媒体、 つまり書面による申 請 の根

登記申請書に添付すべき主要な書類

場合について、 がある。 七三条、第八七七条)については、登記許諾だけでは不十分であり、 的合意(アウフラッスング)及び地上権の設定、 このため、 証済謄本で登記所に提出されなければならない ることから、 二(一)で述べたように、 手続法上においては、 具体的には、 物権的合意そのものを書面で証明する必要はない。これに対して、 物権的合意に代えて、登記義務者の片面的な意思表示である登記許諾を提出させる原則を採用している。 地上権法は、 公証人またはその他の権限を有する機関の面前で作成されたアウフラッスングが正本または認 物権的合意は、 GBO第二九条第一項の方式で証明される必要がある。 地上権の設定、 内容の変更および移転についての合意の方式に関する規定をおいていな 原則としてアウフラッスングの場合を除き、無方式でなされるものであ (GBO第二○条)。 内容の変更及び移転(地上権法第一条、第一一条一項、 また、 権利者と相手方との物権的合意を証明する必要 地上権の設定、 所有権移転のために必要とされる物権 内容の変更または BGB第八 0)

£ 3

①登記許諾 右で述べた以外に、 証書 登記許諾 登記申請書に添付すべき書類としては、 証書とは、 登記によって不利益を受ける者 以下のものがある。 (登記義務者) が登記によって利益を受ける者

記 |載した公正 (登記権利者) 証書または公証 のために一定の登記をすることを許諾する旨の、 証書である。 (4) 登記所に対する片面的な、 登記法上の意思表示を

②第三者の同意書 要である В 〇第二二条二項、 (GBO第二七条)。 登記をすることについて利害関係者がいる場合には、 第二七条)。 例えば、 抵当権者による抵当権の抹消登記申請の場合、 その者の同意書を添付する必要がある 土地所有者の同意書が必 Ĝ

④農業官庁の許可書 ③納税義務履行証明書 税 0) 許 務署が発行する土地 ·可書を添付しなければならない。 ^(汀) 農地及び森林の譲渡及び用益権の設定の場合には、 担税能力証明書とも呼ばれている。 取得税の納税義務履行を証明した書面を添付しなければならない 所有権移転および地上権の設定および移転の場合には、 土地取引法及びラント法によって農業官庁 (土地取得税法第二二条)

⑤先買権に関する無異議回答書 当該土地については先買権が成立していない、 によって市町村に法定先買権が広く認められているところから、 主と買主との間で成立した売買を売主と先買権者との間の売買として成立させる権利である。公法 13 旨 0 書 「面を添付しなければならない。 先買権とは、 この書 土地の売買契約が成立した場合、 |面が先買権の無異議回答書である。 あるいは先買権は消滅している、 土地所有権移転登記の場合には、 先買権者が先買権を行使すると、 または先買権を行使する意思がな (例 · 所轄市 建設法典 前村 め 売

6 証 申 請する場合には、 抵当権 土地 心債務、 証券を提出しなければならない 定期土地債務について証券が交付されている場合には、 (GBO第四 条、 第四 一条、 当該. 第四 土地担保権について登記を

件のことをいう。

ば

⑦相続証明書 はならない。 ② 相続に関する登記を申請する場合には、 原則として遺産裁判所が発行する相続証明書を添付しなけれ

\equiv 登記の基礎の 証

a 登記基礎の証明手段の制限

すべてを登記所に提出しなければならない。 GBO第一三条の登記申請主義の原則によって、登記申請人は登記手続きにおいて登記の根拠となる、 登記の基礎とは、 登記のために必要な意思表示または登記のその 登記基礎の 他 の要

らないとして、証明手段を制限している な意思表示は公正証書または公証証書によって、 登記の基礎は登記所に対して証書の方式によって証明すべきである。 (GBO第二九条一項)。 また登記のその他の要件は公文書によってのみ証明されなければな つまり、 登記許諾及びそれ以外の登記に必要

(b) GBO第二九条の適用範囲

a)登記に必要な意思表示

BO第二九条一項)。ここでいう登記に必要な意思表示とは、 登記許諾及びその他の登記に必要な意思表示は、公正証書または公証証書によって証明されなければならない 純粋な登記申請およびその登記申請代理を除き、 登記 Ĝ

法の規定により、 登記のために必要な (登記の根拠となる) すべての意思表示のことをいう。 ②

意思表示以外の登記のその他の要件

登記の基礎となる意思表示以外の登記の要件で、 登記所に知られていないものは公文書によって証明されなければ

になる(証書作成法

(BeurkG) 第四七条)。

97

登記の根拠となる全ての要件を指す。例えば、法定代理人または他人の財産管理人としての資格の証明、 ならない (GBO第二九条一項二文)。GBO第二九条一項二文でいう、登記のその他の要件とは、 意思表示以外の、 年齢、

条件の成就および相続である。

国籍、

<u>c</u> 原本(Urschrift)、正本(Ausfertigung)、認証済謄本(beglaubigte Abschrift) での提出

しかし、公正証書(官庁によって作成された公文書)の原本はたいていその証書の作成者によって職務上保管されて 15 . る GBO第二九条で定められている証書は登記所に原本、正本または認証された謄本でもって提出することができる。 (例えば、 連邦公証人法第二五条一項)。 したがって、取引等においては証書の正本が原本の代わりをすること

によって認証された書面であるから、 公証証書は、 私文書で作成された、 原則として、登記所には原本で提出される。 登記に必要な意思表示についての表意者の署名が真正である旨を公証

人

公正証書の認証済謄本は正本と同様に証書の内容を証明するものであるから、 公正証書又は公証 証書の 認証済み謄

本の提出によってその内容を登記法上の方式 (GBO二九条一項) で証明することができることになる。 ®8

四四 純粋な登記申請書

書に登記申請意思が含まれていない場合には、 回 で述べたように、 登記申請は、 登記許諾書が登記申請書を兼ねる混合式申請が通例であるが、 純粋な登記申請書が別途作成される必要がある 登記許諾証

書面によれば足りる。 純粋な登記申請書は、 しかも、 登記許諾証書のように一定の方式 申請書の署名も自筆によることを要せず、 (公正証書または公証証書) 申請者を特定しうる場合には、 を要するものではなく、 署名がなく

第一七条、

第四五条)、我が国と同様、

15

つ申請がなされたかを決定することは非常に重要である

てもよいとされてい

解釈に委ねられている。

記申請書にはいかなる事 頭が記載されなければならない かについては、 GBOは何ら規定しておらず、 もっぱら

(五) 受理

登記申請がなされた場合、 登記所に、 個々の登記申請が到達した時点により、 権利の順位が決定するため G B O

時に、 順番を明確にするためとの推測が石川氏によりなされている。 りの室 に別々の場所に分設されている場合もあり、 フル は登記事務が区裁判所によって管掌されており、 受理されたことになる は、 言えず、 一三条二項)。 登記申請書が登記所の受領権限を有する者に提出された場合に、申請は登記所に受理されたことになる 権限を有する者が開封し、 ŀ しかも格別の係官に提出された場合に生じるであろうところの受理の時間的粉議、 (Abteilung) また登記所の他の職員に提出したとしても同様である。 アム・ したがって、 マインの区裁判所のように両部門が同じ建物内に併設されている場合もあれば、 が独立した個室になっている関係もあって、 (登記事件の業務上の取扱いに関する一般令 区裁判所の訴訟部門、 登記申請書として確認したうえで、それに受領に関する記載事項を記載したときに、 しかも両部門が同じ建物内に併設されているとしても、 区裁判所は訴訟部門と登記部門に分かれており、例えば、 その他の部署に提出または配達されたとしても、 同一 封緘して配達された郵便物としての申請書について の土地 (GeschO) 権利を目的とする複数の登記申 第一九条一項、 混乱を防止し、 二b項゜。このこと ボン区裁判所のよう 受理されたとは それぞれの各係 かつ受理の (GBO第 フランク 請 が同

されることになる。

受理に関する記載事項という)(GeschO 第一九条二a項二文)。さらに申請書の添付書類の数も付記すべきである (G 段の余白に受領した年月日、 登記申請を受領する権限を有する者が登記申請書を受け取ったときには、 時間及びそれも分までを正確に記載し、 かつ受領した者が署名をすべきである 原則として、申請書第一ページの右側上 (これを

BO第一三条二項、GeschO第一九条二 c項。

になる の登記申請書が含まれている場合には、 登記申請は郵送によってなすこともできる。もし同時に郵送された郵便物の中に同一の土地・権利を目的とする複数 G B 0においては、我が国で不動産登記法改正前に採用されていた当事者出頭主義の原則というものはない (GBO第四五条一項)。 その複数の登記申請がそれぞれ相矛盾する登記を目的とするときには、 これらはすべて同時に受理されたものとみなされ、 同順位で登記されること 同時に却下 いから、

四 電子申請

一)電子申請

ERVGVGにより、 登記申請、 その 他の意思表示及び登記の要件についての証明を電子的に提出すること、 13 わゆ

るオンライン申請が可能となった。

(二) 電子申請の方式

取引における法的安定性の維持の下で」実行されなければならないことが表明されている。 ERVGBGの立法草案の理由書において、 電子申請の導入は、 「ドイツ不動産登記手続きの高 い品質基準及び不動産

公信力を正当化することが可能となる。 ③ る。 そこで、電子申請においても、登記の基礎を証明するためのGBO第二九条に定める方式の必要性は、維持されて 登記簿の真正を保つために、電子申請においても転用されている。これにより、BGB第八九二条において、

- a 証書作成法第三九a条による簡易な電子証明(einfaches elektoronisches Zeugniss)
- 文)。これにより登記申請書類は、電子文書として送信することが可能になった。 GBO第二九条の要件を証書作成法第三九a条に定める電子証明に代えることを認めた(GBO第一三七条一

登記に必要な意思表示に関して、電子証明あるいは公正電子証書の二つの方法により電子文書を作成することが可

aa 電子証明 (Elektronisches Zeugnis

能である

本、 明力は有していない。 二条一項)。簡易な電子証明を備えた電子文書は、紙形式で認証された謄本と同様に、基礎となる証書以上の強い証 を作成することができる。謄本の認証の際には、紙形式での謄本の認証の際と同様に、基礎となる証書が、 証書作成法第三九a条に基づき、公証人は、簡易な電子証明の方式で、 認証された謄本あるいは簡易な謄本であるかを確認した認証の注記を含んでいなければならない(BeurkG 証書の謄本を認証すること並びに公証証書 第四 正

b)公正電子証書(Öffentliche elektronische Urkunde)

Dokument)として、作成することができる。紙形式での公正証書の作成と同様に、 第一三七条一項二文に基づき、公正証書は、 紙形式の他にも、 公正証書の証明力を有する電子文書(elektronisches 官公署がその職務権限の範囲内

において法律が規定する方式で作成された文書、または公証力を具えた者がその法律によって付与された職務の範囲

内において法律が規定する方式で作成されなければならな

(b) 登記申請

(aa)純粋な申請

ることが唯一の要件である。電子署名をする必要もない。 自筆の署名すら要しない。 登記に必要な意思表示を含まない登記申請は、 純粋な申請が電子文書として、 なんの方式も必要としない。 申請されるためには、 登記申 当該文書が申請者の氏名を含んでい 下請には、 申請 者が明確であれば、

(bb) その他の登記申請

登記申請に必要な意思表示を含んでいる申請 (混合式申請) については、 GBO第二九条が適用される。

(三) 電子送信の種類及び方法

(a)送信の方法及びデータフォーマット

ラントに権限が付与されている(GBO第一三五条一項二文二号)。それ故、 各ラントは、詳細を規定する際に、 現

改正法は、登記所へ電子文書を送信する種類及び方法に関する詳細な規定を含んでいない。この点については、

各

存のシステム上に構築し、これを必要な限りで補うことが期待されている。

可能性がある。 タフォーマットについては、 データの送信に関しては、電子裁判所私書箱及び行政私書箱(EGVP)が使用される可能性がある。 商業登記申請ですでに利用されているTIFFあるいはPDF /Aデータが利用される また、 デー

ただし、 諸ラントは、 お互いに統一 的な標準規格を採用することを合意している。これにより、 連邦全体で統 的

ることができるからである。

なデータフォーマットの形式で電子文書を送信することが保障される。特に、公証人による申請の場合には、ラント の境界を越えて申請する場合があるので、 統一的な要件の導入が望ましいとされている。(#)

(b) 直接、アドレスできる装置

受領、 というのは、 改正法は、 特に電子形式でなされた登記申請について、対応したものでなければならない(GBO第一三五条一項二文)。 登記所の登記官は、これにより、同一の不動産について、他の申請がなされているかどうかを、 「直接、 アドレスできる登記所の装置」を規定する権限をラントに付与した。この装置は、 電子文書の 確認す

また、この場合に、送信者に対して、受理証明書(Eingangsbestätigung)

が交付される。

(四) 受理時(Eingangszeitpunkt)の決定

位が決定するため 三(五)で述べたように、登記申請がなされた場合、登記所に、個々の登記申請が到達した時点により、 (GBO第一七、 第四五条)、受理時を決定することは非常に重要である。 権利の順

(a)登記所の電子私書箱における記録

したうえで、それに受理に関する記載事項を記載したときに、受理されたことになる(GBO第一三条二項二文)。

紙媒体の場合、単に、受領権限のある者のもとに到達しただけではなく、その者が開封し、

登記申請書として確認

了が、 電子申請の場合、紙媒体に適用されるGBO第一三条二項、三項は適用されない。すなわち、登記申請の記録の完 受理の基準時となる (GBO第一三六条一項一文)。正確な受理の時点は、 「電子タイムスタンプによって

申請の際に注記され」なければならない(GBO第一三六条一項二文)。

電子申請の場合には、 紙媒体の申請と異なり、登記官の「受領 (Entgegennahme)」に焦点を合わせるのが、 困難で

がら、 では、 される。 次のような問題が生じる。 あることから、異なる規定がおかれている。このように、 提出することにより受理されたことになるため、 事 電子申請の可能性は、 また、 務時間外でも有効に受理される。これにより、 申請者自身は、電子申請ができなくても、公証人を通じて電子申請をすることは可能であるため、 例えば、 すべての申請者に開かれていることから、 事務時間外に登記申請がなされた場合に、 翌朝に受理されたことになる。これに対して、 電子媒体での申請のほうが、 紙媒体と電子媒体とでは異なる扱いを認めていることから、 電子申請が有利となる場合についても正当化 紙媒体での申請は、 申請者に有利になる。 電子媒体での申請 受領権限のある者 しかしな 本

申請者にとって、 b 受理の確実な証

規定の正当性が認められている。

第二三条 証明は、 ついては、 確実な証明力を発揮するために、 更。 申請人からの申立により、 これとの整合性から、 登記申請が登記所に受理されたこと及び受理の時点が重要である。 受理書を交付しなければならない 電子媒体での申請についても、 出自と純粋性を審査できる電子署名をともなってなされる必要がある 電子証明をする必要が (登記事件の業務上の取扱い 、ある。 また、 に関する この 般令 Ĝ

このため、

紙媒体での

单

請

BO第一三六条一項五文)。

(五) 電子申請の導入に際しての諸ラントの裁量の余地

(a)導入の時期

に異なることを考慮したものである。 登記申請を行う者は、常に申請しようとするラントの現時点での状況を確認する必要がある。 諸ラントに対して電子申請導入の時期を定めなかった。これは、 全てのラントにおいて、 同時に導入が開始されることはおそらくないとされる。 経済的、 技術的なレベルがラントごと

にする利点があるとされる。(図) しかし、 記申請を行う者は、 の対象登記所とする段階的な導入を行う裁量が認められている また、導入に際して、各ラントは、ラント内における登記所の中から数ヶ所を指定し、その数ヶ所のみを電子申請 このように段階的な導入をすることで、登記所は経験を積むことができるので、ラント全体への導入を容易 同一ラント内においても、 電子申請が可能か否か、管轄登記所に状況を確認する必要が生じる。 (GBO第一三五条一項二文一号)。これにより、 登

(b) 公証人の義務

(a)電子送信の義務

GBO第一三五条一項二文一号の規定は、

定する権限を付与している。 ではない。というのは、手続をする多くの者にとり、技術的な問題から電子送信を利用できない危険があることから、 しかし、これは、すべての関係者電子申請を義務付けることを定める可能性を含むもの

諸ラントに電子文書を全てのないし一ヶ所の登記所に送信する時期を決

引き続き、紙媒体での申請を認める必要がある。

この方法は、 これに対して、公証人については、電子申請を義務付けることが可能である(GBO第一三五条一項: 商業登記においても採用されたが、電子申請の効率的な導入を可能にするため、不動産登記についても 二文四

的な効率の獲得をもたらした

規定が必要とされる

公証人は、 使われることになった。 商業登記で電子申請が義務付けられていることから、 その理由は、 まず第一に、 圧倒的多数の文書は、 技術的な装置をすでに用意している点にある。 公証人から提出されるということ、第二に、

(bb)構造データ送信の義務

より、 に機械で読み取れるフォーマットである、 商 .業登記申請については、 裁判所は、 手による入力をすることなく、送信されたデータを直接、 公証人は、 電子的に認証された謄本及びその他の文書とともに、 ί, わゆるXML構造データも送信することが義務付けられている。 編集し処理することが可能となり、 特定の申立てを構造的 これに

である。 に関して法的に基準となるのは、 なデータに過ぎない。 三五条一項二文四b号)、 不動産登記申請についても同様に、公証人に対して、構造データの送信を義務付けることが可能であり 登記所は、 同様の効率化が期待されている。 このデータの真正さを自己責任で審査する義務がある。 GBO第二九条一項一文、第一三七条一項一文の方式で提出された証書だけだから しかし、 この構造データは、 なぜなら、 登記を行うため 登記簿へ G B 0) 、の登記 補 . 助的 0第

(六)技術上の障害の場合の措置

重要性が 電子システムの導入及び操作の際に、 ~高 13 ので、 登記の本質の機能が破壊されることがあってはならない。 技術的な障害を排除することは不可能である。 そのため、 しか 明 ĩ 確 か 経済的および法的な つ法的安全に資する

特に、 公証人に電子申請が義務付けられた場合に、 この規定が必要となる。 これについて、 二つの局面の措置が予

から定められた。

往々にして困難であることから、 ことである。この規定の立法趣旨は、 子申請に関する公証人の義務違反は、 定されている。まず、一つの局面として、ラントは、 条二文五号)。CD-ROM USBメモリー、 公証人は、 技術上の障害が申請者の側にあるのか否かを、 登記所における文書が法律上有効に受理されたか否かとは、 順位の重要性に基づき、 あるいは紙での提出を認めることになろう。 代替提出を行う措置を命令することができる(GBO第一三五 法的に確実な申請を可能にする必要があること すばやく確実に確認することは また別の局面として、電 対立しないとする

(七)登記手続きにおける電子記録(elektoronische Akte)

登記許諾を閲覧するために、 本付属書類を、 ことを許している で保管されていた記録(Akte)を電子的に管理することを委任した(GBO第一三五条二項)。これにより、 登記簿は、 登記簿が完全に機械的に管理された登記簿へ引き継がれた場合に、 GBO第一二六条一項を根拠に、すでに全てのラントにおいて自動式データとして管理されている。 登記簿と同様に自動的に呼び出すことが可能になる(GBO第一三九条三項)。その結果、例えば、 (GBO第一二八条三項)。立法者は、 登記所へ実際に行く必要がなくなるというメリットがある。 ラント政府に法規命令によって、従来、 従来の登記簿を破棄 もっぱら紙の形式 (Vernichtung) 電子基 する

のは、

イロットプロジェクトに引き続き、

早くても二○一一年以降とされる。

そのラント全体で電子申請を開始する

イロット

プロジ

クトとして試験的に行うことが計画されている。二、三のラントにおいて、

ラント全体で電子申請を開始する前に、一ヶ所ないし数ヶ所の区裁判所において電子申請をパ

(八) 登記所による電子文書の送信

子的に保管されている場合にのみ、決定及び処分は、電子的な方式で公示されることが可能である(GBO 一項一文(3)。 (Verfügung) 電子形式での 及び通知 請 登記の管理、 (Mitteilung) ŧ 基本付属書類の管理が実行された場合、 電子的に送信されることが、 首尾一貫した手続となる。 登記所 の判 決 (Entscheidung) 基本付属書類が電 四〇条 処分

五 電子申請の採用時期

公証実務との関連では、XNotarプログラム及びNotarNet 有限会社の不動産登記における利用の拡大が準備中である。 ホルシュタイン、メクレンブルク・フォアポメルンを例外として、すべてのラントにおける完成が目前となっている® る_{。58} またいつの時点から、不動産登記手続きにおいて電子申請が導入されるかは、 先にも述べたように、 電子申請を可能にするためのSolumsSTARの利用について、バーデン・ヴュルテンベルク、 ザクセン、ノルドライン・ヴェストファーレンは、近いうちに必要な法的基礎を作ることを計 電子申請を可能にする権限をこの法律は、 ラントに付与した。そのため、 ラントの決定にかかってい シュレスヴィッ どのような方法で、 画 7

[表2] 電子登記簿及び電子申請に関する状況(2010年3月17日現在)

ラント名	電子登記簿への転換の終了時期(予定)	転換の進行状況	電子申請の予定
バーデン・ヴュルテ ンベルク	2012年末まで	ラント管轄の240登記所、 市町村管轄の126登記所 は、登記データ本部へ接 続された。	2011年以後
バイエルン	2002年	完了	現時点では、計画なし
ベルリン	2001年	完了	2010年に関しては計画なし
ブランデンブルク	2005年末	完了	現時点では、計画なし
ブレーメン	2001年3月	データを公表していない	現時点では、計画なし
ハンブルク	1997年11月	完了	現時点では、計画なし
ヘッセン	2004年12月	完了	パイロット・プロジェクトが2010年1~ 2ヶ所の区裁判所で 実施。
メクレンブルク・フ ォアポメルン	2010年12月31日 までに終了する 見通し	21ヶ所のうち18ヶ所が完 了	なにも表明していな い
ニーダーザクセン	2005年	完了	審議中、具体的な開 始時期の計画はなし
ノルドライン・ヴェ ストファーレン	2006年	完了	2010年の早い段階で テストをし、本格的 な運用は、その後
ラインラント・プフ ァルツ	2004年3月	完了	現時点では、計画なし
ザールラント	2002年7月末	完了	なにも表明していな い
ザクセン	2002年2月	完了	2010年にテストをし、 2011年から本格的な 運用開始
ザクセン・アンハル ト	2003年	完了	現時点では、計画なし
シュレスヴィッヒ・ホルシュタイン	2006年11月 末 を 予定していた	全登記所が、転換したが、 100パーセント完了した わけではない	
チューリンゲン	2004年10月15日	完了	現時点では、計画なし

六 おわり

ため、 点について簡単に触れたい これまで述べてきたように、 どのような問題点が生じるのかはまだ明らかではない。 ĸ イツにおける電子申 請 11 ゎ しかしながら、 ゆるオンライン申請 現時点において問題であると思われる はまだ実際には開 始され てい 11

考える必要があるのではないかと思われる。 る可 する可能性があるが、 まず第 能 性がある。 申 この点については、 請 0 间 紙媒体と電子媒体との二本立てで行なう場合には、 時到 達の問題である。 現行の相矛盾する登記はすべて却下されることになるという扱いでよ 我が国でも同様に同時到達の問題が生じる可能性があ 紙媒体での場合にも同一の不動産に関し相 特に事務取扱時間中におい 入れ な 11 申 て、 請 が 同 同 Ū 時 時 0 到 13 かを 到

たことが判明した場合に、送信できなかった申請者に不利にならないように取り扱われているのか、 という方法を採用しているが、 あると思われる 第二に、電子送信に障害が生じた場合の措置についてである。 結果的に、 送信者側に障害の原因があったのではなく、受信者側に障害の わが国でも、 このような場合に、 送信 検証する必要が 0) 原 記 因があっ 録 を残り

ツにおいては、 という方法 ○パーセント近くにまで上昇したが、 我 が国においては、 (二〇〇八年一月一五日オンライン申請の特例措置) 公証人のみにまずは電子申請を義務付けるという方法を採用することをラントに委ねるという施策を 申請情報のみをオンラインで送信し、 IT新改革戦略で目指していた五○パーセントには遠く及んでいない。® 添付情報については基本的に法務局に郵送又は持参する が採られて以後は、 オンライン申 請の割合が全体の ドイ

申請量が圧倒的に多いことから、現実には公証人に義務付けることにより、事実上、電子申請の浸透を一気に深める 習熟した知識および技術を用いていることから、他と比べて導入がたやすいことが予想される。また、公証人からの とったが、速やかにオンライン申請の割合を高めたいと望むのであれば、 を義務付けることも考えられるのではないだろうか。というのは、公証人はすでに商業登記申請において電子申請に 我が国でも司法書士に対してのみ電子申請

ことが可能になると思われる。これらのメリットについては、我が国の司法書士についても同様に当てはまるのでは

検討すべきであるが、これらについては、今後の課題としたい。 ないだろうか。 他にも、 データ送信についての安全性の問題、 すでに先行して行われている商業登記で生じている問題についても

註

- 1 Anderung weiterer grundbuch-, register- und kostenrechtlicher Vorschriften (ERVGVG) vom11. August2009, BGBl. I S.2713 Gesetz zur Einführung des elektronischen Rechtsverkehrs und der elektronischen Akte im Grundbuchverfahren sowie zur
- 2 Johann Demharter, Grundbuchordnung, 27. Aufl., 2010, Anhang zu§13Rn.11, S.196
- 3 石川清「ドイツ土地登記法三○講(四)」登記研究六五四号一六四頁~一六五頁、Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§19
- $\widehat{4}$ Rn.1, S.243. 石川清 (前掲注3)一六五頁、Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§19Rn.1, S.243
- 5 石川清(前揭注3)一七六頁、Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§20Rn.1f., S.293f
- 6 S.178f., Anhang zu§13Rn.1, S.193 石川清「ドイツ土地登記法三○講 (三)」登記研究六五三号一二四~一二五頁、Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§13Rn.1,
- $\widehat{7}$ 石川清 (前掲注6) 一二九頁、Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§13Rn.42, S.189
- 8 石川清 (前掲注6)一二九~一三○頁、Johann Demharter, a.a.O。 (前掲注2)、§13Rn.42ff., S.189f
- 9 石川清 (前掲注6)一三〇~一三一頁
- 10 石川清 (前掲注6)一三二頁、Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§19Rn.77, S.268f
- 11 石川清 (前掲注6) 一三三頁、 Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 §30Rn.5f., S.407f
- 12 石川清 (前掲注6) 一三三頁、 Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 \$30Rn.5, S. 40f

ツ不動産登記法の改正について-

13

14 石川清 (前掲注6) 一三三頁、 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§19Rn.3, S.244.

(前掲注3) 一七五頁~一七九頁、Johann Demharter, a.a.O.

(前掲注2)、§20Rn.14, 29f., S.297, 302f.

15 石川 清 (前掲注6) 一三四頁 (前掲注2)、 \$22Rn.1, S.318

Johan Demharter, a.a.O.

- 16 石川清 (前掲注6) 一三四頁 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 \$20Rn.48, S.311.
- 17 清 (前掲注6) 一三四頁 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 §19Rn.123, S.286
- 18 (前掲注6) 一三四頁 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§19Rn.122, S.286, §20Rn.51, S.313
- 19 清 (前掲注6) 一三五頁) Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§41Rn.2, S.483, §42Rn.1, S.487
- 20 (前掲注6) 一三五頁、 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 §35Rn.4, S.432

111

「ドイツ土地登記法三○講(六)」登記研究六六○号一七二頁、 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§29Rn.1, S.386

- 22 (前掲注21 七三頁 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§29Rn.4, S.387
- 23 (前掲注21 一七四頁、 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 §29Rn.14f., S.388f..
- $\widehat{24}$ 前掲注21 七七頁 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 \$29Rn.57, S.402
- 25 (前掲注21 七八頁 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§29Rn.41, S.395
- 26 清 (前掲注21 七八頁 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 \$29Rn.59, S.403
- 27 (前掲注6) 一三五頁、 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§30Rn.5, S.407.
- 29 28 (前掲注6) 一三七頁 (前掲注6) 一三七頁、 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§13Rn.23, S.185
- 30 (前掲注6) 一三八頁、Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、§13Rn.32f., S.187
- 31 (前掲注6)一三八頁、 Johan Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 \$13Rn.47, S.190.
- S.743. Matthias Meyer/ Robert Mödel, Die Einführung des elektronischen Rechtsverkehrs im Grundbuchverfahren, DNotZ2009
- (33) BT-Drucks. 16/12319, S.1.
- (3) Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、S.744
- 3) 証書作成法(Beurkundungsgesetz)

第三九条

(簡易な証明書)

ば足りる。 は色刷り印 公の登記簿の登記に関する証明、謄本(Abschrift)、複写(Abdruck)、写真複写(Ablichtung)およびこれらに類する写し (Abschrift) 署名、署名代わりの記号(Handzeichen)もしくは〔会社の〕署名の各認証、私文書の日付確定(Feststellung des Zeitpunktes)、 (Farbdruckstempel) 並びにその他の簡易な証明書にあっては、証書に代えて、公証人の証明、 (封印Siegel) を含み、これに交付(Ausstellung)の日時、場所を掲記する文書をもってすれ 署名および打印 (Prägesiegel) もしく

第三九a条(簡易な電子証明

わたり審査可能な証明書に基づかなければならない。所管の官署による公証人の資格(Notareigenschaft) 関して作成された文書は、 第三九条の意味における認証(Beglaubigung)及びその他の証明 署名法に基づき認められた電子署名が備えられていなければならない。この電子署名は、 (Zeugniss) は、電子的に作成することができる。これ の証明は、この 長期間 15

- 明を伴っていなければならない。この証明には、発行した場所及び日付を記さなければならない。
- 37 36 Johann Demharter, a.a.O. (前揭注2)、 Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. \$137Rn.2, S.870 (前掲注32)、S.744.
- 38 Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、S.745, Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 \$137Rn.3ff., S.870f
- 39 Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 \$137Rn.8, S.871f.
- $\widehat{40}$ Johann Demharter, a.a.O. (前掲注2)、 \$137Rn.9, S.872.
- $\widehat{41}$ Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、
- $\widehat{42}$ Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、S.748
- 43 Johann Demharter, a.a.O° (前掲注2)、§135Rn.3, , S.863.
- $\widehat{44}$ Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、 S.749
- $\widehat{46}$ $\widehat{45}$ 紙媒体の申請の場合には、裁判所に到達してから、 Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、 個々の登記官に提出されるまでに時間がかかるのに対し、 S.749

電子申請 S.750

説の場

合には、そのようなことは生じないからと説明されている。Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O.(前掲注3)、

- $\widehat{47}$ Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、S.750f
- 48 石川清 (前掲注6)一三七頁。
- $\widehat{49}$ (前掲注32)、

Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O.

S.751

- 50 Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、 S.751f
- $\widehat{51}$ Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、 S.752
- $\widehat{52}$ Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、 S.752
- 53 Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、 S.752f
- $\widehat{54}$ Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、 S.754.
- 55 Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、 S.754f
- 56 Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、
- 57 Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、 S.756f

113

http://www.elrv.info/de/elektronischer-rechtsverkehr/rechtsgrundlagen/elektronisches_Grundbuch.html [取終ア ク セ ス 日

二〇一〇年七月一七日

- 59 山社、二〇〇〇年)所収二六八頁以下が詳しい。 このシステムについては、小野秀誠「ドイツにおける登記簿のコンピュータ化」 『専門家の責任と権能―登記と公証―』(信
- <u>60</u> Matthias Meyer/ Robert Model, a.a.O. (前掲注3)、S.759
- ジナルデータを連邦全体で統一されたXML構造データに変換することにより、 データの処理を可能にするプログラムである。 http://www.elrv.info/de/software/xnotar/index.php [最終アクセス日二〇一〇年七月一七日] XNotarプログラムとは、オリ 登記所において、 再度タイプすることなしに
- 62 ト接続を安全に行うためのサービスを提供している。 http://www.elrv.info/de/notarnetz/index.php [最終アクセス日二○一○年七月一七日] NotarNet有限会社は、 インターネッ
- 63 Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前掲注32)、S.759
- Matthias Meyer/ Robert Mödel, a.a.O. (前揭注32)、S.759
- 64 65 千葉和信「不動産登記事務のコンピュータ化と各種施策について」登記研究七四五号五三頁以下。

参考資料 ドイツ不動産登記法(GBO)の仮訳(抜粋)

については、「ラント」と改めた)。 ただし、改正前の条文については、 資料 ドイツ不動産登記法」民事月報五三巻一○号六○頁以下を引用した(但し、

第一三条 (申請への原則

- (一)法律が別段の定めをしていない限り、登記は申請に基づいてのみ行われるべきものとする。 記によって不利益を受け、または自己の利益のために登記を必要とするすべての者とする。 申請権者は、 事故の権利が登
- (二) 申請が登記所において受理された正確な日時が、申請書に記載されるべきものとする。申請書が受領権限のある係官に提 出された時に、その申請書は登記所において受理される。

第一七条 (複数の申 -請の取扱い)

同一の権利に関係する複数の登記が申請された場合には、 後に申請された登記は、 先にされた申請の処理よりも前にしてはなら

第一九条 (承諾

その登記によって自己の権利が不利益を受ける者が登記を承諾したときに、

登記は、

第二〇条 (合意の原則

土地の所有権譲渡合意Auflassungの場合および地上権の設定、内容の変更または譲渡の場合においては、

方との必要な合意Einigungの意思表示がされたときに限り、

(登記簿の訂正)

行われる。

登記は、

権利者と相

丰

その登記簿の訂正のために第一九条による承諾を要しない。

これは特に処分制

限の登記または抹消について適用する。

(一) [登記簿の] 誤りが証明された場合には、

(二) 所有者または地上権者の登記による登記簿の訂正は、 であっても、所有者または地上権者の同意 Zustimmung を得たときに限り、 第一四条に規定する場合ではなく、 行われる。 または誤りが証明されない

第二七条 抵当権、土地債務または定期土地債務は、その土地の所有者の同意があるときにのみ抹消することができる。 (土地担保権の抹消

[登記簿の]

誤

が証明された場合には、登記簿の訂正のためにする抹消については、この同意を要しない。

(一) 登記は、登記承諾またはその登記のために必要な意思表示が、 (登記の基礎の証明) 行われる。登記のその他の要件で登記所に知られていないものは、公文書による証明を必要とする 公正証書または公に認証された証書によって証明されたと

(二) 削除

きに限り、

(三) それに基づき登記が行われるべき官公庁の意思表示または嘱託書には、 署名のほかに、 封印 Siegel または印章 Stempel [ス

タンプ」が付されなければならない。

登記申請およびその地位の代理権については、 (申請および代理権の方式 申 請が同時に登記に必要な意思表示にも代わるべき場合に限り、 第二九条の規定

第四一条 を適用する (抵当証券の提出

(一) 証券が交付されている抵当権については、 証券が提出されたときに限り、 登記がされる。 異議 [登記]については、

そ

または抵当権が謝って登記されていることを理由とする場合には、 の異議

] 登記が仮処分によって命ぜられ、かつ、 その異議が、 抵当権もしくは被担保債務が存在せず、 証券の提出を要しない。民法第一一七九条による抹消仮 もしくは抗弁に係り、

登記の登記については、 証券の提出を要しない。

(二) 民法第一一六二条、第一一七○条および第一一七一条の場合において、除権判決に基づき新証券の交付が申請され 除権判決の提出で足りる 抵当証券の提出と同じ状態とみなす。証券の交付が事後的に撤回されるべきとき、 または抵当権が抹消されるべきとき

第四二条 (土地債務証券または定期土地債務証券の提 出

合に限り、証券の提出を要しないものとする。 は、登記申請が、民法第一一八九条により選任された代理人の承諾またはその代理人に対してされた裁判に基づいてされるべき場 第四一条の規定は、土地債務または定期土地債務について準用する。 ただし、権利が証券の所持人のために登記されているとき

第四三条 (一)無記名の債券、手形または裏書によって譲渡することができるその他の証券上の債権のための抵当権については、 (無記名証券および指図証券の提出)

(二) 登記が、民法第一一八九条により選任された代理人の承諾またはその代理人に対してされた裁判に基づいてされるべき場 券が提出された場合に限り、登記がされる。その登記は、証券に注記されるものとする。 合には、この [前項の] 規定は適用しない。

証

(一)登記簿の一つの区欄用紙に複数の登記をすべき場合には、それらの登記は、 の申請が同時にされた場合には、登記簿には、これらの登記は同じ順位を有する旨を注記するものとする。 (登記の順序、 . 順位の注記)

申請の順序に応じた順位を取得する。これら

第 (自動式データファイルとしての管理)

以下

一)ラント政府は、 について定めることができる。この場合には、次のことが保障されなければならない 法規命令によって、 登記簿が自動式データファイルとして機械 [コンピューター] 方式で管理される範

集積の原本およびその複製が安全に保管される等の正常なデータ処理の原則が遵守されること。 データファイルの喪失に対する安全措置がとられ、データ集積の必要な複製が少なくとも毎日保持され、 ならびにデー

行なうべき登記を直ちにデータ記憶装置に記録し、 永続的に内容が変わらないまま、 読み取ることができる方式で表現で

きること

この法律の附則により必要とされる措置がとられること

ラント政府は、

法規命令によって、第一文に規定する権限をラントの司法行政当局に委任することができる。

第一二八条 (解除、

従前の登記簿の除去

(一)機械管理の登記簿は、 その登記簿用紙にされている登記が、 従前の登記簿に代わって、登記簿用紙となり、 登記のために定められたデータ記憶装置に入力されるのと同時に、 これと同時に従前の登記簿は解除される。この解除 生ずるものと

(二) 従前の登記簿への閉鎖の注記には、 るものとする。 第四四条第一項第二文の規定により署名の権限を有する者のうちの一人のみが署名す

第一三五条 機械管理の登記簿の設置が、従前の登記簿用紙の全内容が機械管理の登記簿のために定められたデータ記憶装置に記録さ 画面上での再生が、 (電子法取引及び電子基本附属書類 (elektronische Grundakte)、法令委任) 従前の登記簿用紙と一致している方法で行われている範囲において、 従前の登記簿は、 解除される。

(一) 申請、その他の意思表示および他の登記要件に関する証明は、 ラント政府には、 法規命令により、 委任される。 以下の規定に基づき、 電子文書として登記所に送信される。

電子文書として送信される期限を定めること。この許可は、 数個の登記所に制限することができる。

書のデータのフォーマットを確定すること。 データの伝送およびデータの保存の細則を定めること並びに登記所による編纂の適性を保証するために、 送信する電子文

三 もっぱら電子の形式でなされた登記申請およびその他の電子文書の受領のために、 アドレスできる登記所の装置(Einrichtung) を定めること。 登記簿手続においてあらかじめ直接

公証人について、以下のことを定めること。

(a) 公証人は、文書を電子的に送信しなければならない。

b 電子文書とともに一定の内容がそこに含まれている申立て かつ を 機械で読み取れる構造を持った方式で送信しな

H ればならない。 この義務は、 数個の登記所における申請、 数種類の登記事件あるいは (Angabe) 一定の内容の書類に制限することができる。

- 五 技術上の妨害の発生の場合に措置を命令すること。
- 附属基本書類は、 第二文四号に基づく義務に対する違反については、登記所における書類の法的に有効な到達と矛盾し 電子的に管理される。ラント政府に、 法規命令によって、 附属基本書類が電子的に管理される期限を定
- ができる めることを、 委任する。この命令は、数個の登記所若しくは登記所で管理された附属基本書類の在庫の一部に制限すること
- (三) ラント政府は、第 することができる。 一項第二文および第二項第二文にしたがって、 法規命令により、 ラント司法行政当局 にこの 権限を委任
- 電子法取引及び電子書類に関する第四章の規定は、適用されない。 電子法取引および電子附属基本書類に関しては、 第一二六条第一項第二文および第三項が適用される。 抗告手続 る

(一) デース)請担告言うこせで這つて書いて書いて書いて書いている電子文書の受理)

- (一) データの隔地送信の手段で電子文書として送信された登記申請は、 署名されたデータの出自及び純粋さの審査を可能にする電子署名をともなってなされなければならない。 送信については、発信者に受理の時点を申立により、遅滞なく、証明しなければならない。この証明は、 ならない。第一三条第二項及び第三項は、 -請を記録したと同時に、 受理される。正確な受理の時点は、 適用されない。第一三五条第一項第二文第三号により定められた装置への直接の 電子タイムスタンプによって、 受信 (Empfang) のために定められた装置がその登 申請の際に注記されなけれ 電子署名によって
- (二) データ記憶媒体上に電子文書として提出された登記の申請の受理に関しては、 れる。申請の受理の正確な時点は、 申請の際に注記されなければならない。 第一三条第二項第二文及び第1 項 さ
- (三) 電子文書は、登記所での処理に適している場合にのみ、有効とすることができる。 現行の技術上の限定条件を指示して、遅滞なく知らされなければならない。 な場合には、これについて、データ記憶媒体の送信者もしくは申請人に対して、第二項第一文に基づき、 電子文書が、登記所での処理に不適切 受理の無効および

第一三七条 (電子文書の方式)

一)登記に必要な意思表示(Erklärung)もしくはその はその他の登記要件を送信することができる。 条第二項第一文)によってもまた、 **、ればならない場合、証書作成法第三九a条に基づいて簡易な電子証明を伴った電子文書として、これらの意思表示もしく** 行なうことができる。 この証明は、 他の登記の要件 以下の場合に、 :が、公正証書もしくは公証証書によって、 公的な電子書類の送信 (民事訴訟法第三七一 a 明され な

第

四〇条

(判決、

処分および通知

- 署名に基づき適法と認められた証明書もしくは付属の適法と認められた付加証明書 署名法に基づき認められた電子書名をともなった文書でありかつ、 (Attributzertifikat)
- くはその資格について公証力を具えた者として認識させる場合。
- 原本もしくは証書の正本が登記所に存することを証明する必要が生じる場合には、 本規定は適用されない
- (二)官公署の意思表示もしくは請求に基づいて登記が行われ、その意思表示もしくは請求が電子文書として送信される場合に は、 以下のようになされなければならない。
- 文書が発行された者の名称を含み、それにより官公署に認識させ
- 文書が発行された者について、認められた電子署名を署名法に基づいて備えており、
- (三)電子文書が、発行された者の名称を含み、署名法に基づき認められた電子署名を伴っている場合、 署名に基き適法と認められた証明書もしくは附属の適法と認められた附属証明書により官公署に認識させること。

法規により文書の方式

- が規定された意思表示は、 電子文書として送信することができる。
- 四 される意思表示が電子文書として第一項及び第二項に基づき送信できるという条件において、 \名称を含んでいる場合には、電子文書として、送信することができる。第三○条および三一条は、 第一項ないし第三項の方式規定に基づかない登記申請ならびにその他の意思表示についても、 適用される。 電子文書が、 第二九条の方式で証 発行され
- 第一三九条 (一) 出力による印刷物は、 (基本附属書類の印刷、 基本付属書類の謄本に代わり、 閲覧およびデータの呼び出し) および公式 (amtlich) の出力による印刷物は認証された謄本に代
- は印章が付されるものとする。公式の出力による印刷物は、認証された謄本と同一の効力を有する。 出力による印刷物には、 一署名はされない。公式の出力による印刷物には、 その旨が表示され、 かつ、 職務上の封印
- (二) 電子基本付属書類の閲覧は、当該基本付属書類を管理する登記所以外の登記所においても認めることができる。 められた登記所が、 閲覧の許容について決定する。 閲覧を求
- 電子基本付属書類のデータの呼び出しについて、自動化された手続を設置することができる。 当該手続 が第 項
- 第二文で挙げられている証書を制限しないという条件つきのもとに、 第一三三条が準用される。
- (一) 基本附属書類が電子的に管理される場合、 付してなされなければならず、 決定 (Beschluss) 判決および処分は、 及び中間処分はこれに加え署名法に基き権限のある電子署名をともなって 電子形式で公布される。 判決及び処分は、 発行者の名前

当局に権限を譲渡することができる。

期を定める権限が付与されている。当該命令に、各登記所は制限される。ラント政府は、法規命令によってラント司法行政 なされなければならない。ラント政府に、法規命令によって、判決及び処分に関して電子形式で交付しなければならない時

(以下 略)